

限度額適用認定証について

医療機関窓口に「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をすることによって、同一医療機関等（入院・外来・歯科別）で同一月に支払う医療費の一部負担金（保険診療分）が、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済みます。

国民健康保険に加入している方につきましては、下記のとおり申請手続きを行い、認定証の交付を受けてください。

ただし、認定証の交付を受けるには、**国民健康保険税を滞納していないことが条件**となります。

また、有効期限は毎年7月31日までとなり、更新手続きは8月1日より受付開始となります。（国民健康保険税当該年度1期分の納付が確認できるものが必要になります。）

※ 限度額適用認定証は交付申請をした月の初日から有効です。

※ 非課税（区分オ）の方で、認定証を受けた後の合計入院日数が90日を超えた場合、申請することで食事代が減額されます。入院期間のわかるもの（領収書など）・保険証をご用意の上申請してください。

【自己負担限度額】70歳未満

適用区分	所得要件	自己負担限度額	多数該当の自己負担限度額	認定証の種類
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%	140,100円	限度額適用認定証
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%	93,000円	
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円	
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円		
オ	市県民税非課税	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

【手続きに必要なもの】

国民健康保険被保険者証 ・ 世帯主の印鑑（ゴム印でないもの）・個人番号カード（通知カード）

※転入された方は、前住所地の課税・非課税証明書が必要になる場合があります。

【手続き窓口】

宇都宮市役所保険年金課A-13番窓口または各地区市民センター・各出張所

【お問い合わせ先】

保険年金課 国保給付グループ

Tel 028-632-2317